

委員会提出議案第8号

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月30日提出

南相馬市議会議長 鈴木昌一様

提出者 議会運営委員長
渡部一夫

提案理由

議員が協議又は調整を行うための場に出席する際の交通費の支給について、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年南相馬市条例第42号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
(費用弁償及び交通費) 第4条 【略】 2 【略】 3 前項の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員が招集に応じ本会議、 <u>委員会又は南相馬市議会会議規則（平成18年南相馬市議会規則第1号）第169条第1項及び第2項に規定する協議又は調整を行うための場</u> に出席したときは、交通費として別表左欄に掲げる住居から会議の開催場所までの距離の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を支給する。	(費用弁償及び交通費) 第4条 【略】 2 【略】 3 前項の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員が招集に応じ本会議 <u>又は委員会</u> に出席したときは、交通費として別表左欄に掲げる住居から会議の開催場所までの距離の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を支給する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。